

御坊市公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、本市が施設利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 本サービスは、本規約及び本サービスを提供するFREESPOT協議会が定める「FREESPOTサービス利用規約」に同意した個人（以下「利用者」という。）に対し、公衆無線LAN接続環境を提供することにより、インターネットへの接続を可能とするものである。

(利用場所及び利用時間)

第3条 本サービスの利用場所及び利用時間は、別表に定める。ただし、災害発生時やイベントなど、市長が特に必要があると認めた場合は、これを利用することができる。

(サービスの利用)

第4条 本サービスの利用は、利用者に対し認めるものとする。

- 2 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）及びその他関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、本サービスの利用に当たり必要な通信機器（無線LAN機能を搭載したパーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット等）及び電源を準備するものとする。
- 4 本サービスの利用料金は、無料とする。
- 5 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 6 本サービスの利用者は、他の施設利用者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用手続)

第5条 利用者は、本規約に同意の上、利用者登録を行うものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、法令等に定めるもののほか、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者のプライバシー、著作権、その他の権利又は法律上保護すべき利益を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本市若しくは第三者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められる行為
- (8) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータ送受信を行う行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの運用管理に支障があると認められる行為

2 前項各号に掲げる行為によって本市又は第三者に損害を生じさせた場合は、当該行為を行った者は、その損害に対する全ての法的責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 本市は、第1項各号に掲げる事項に該当する行為を助長するおそれのあるサイトへの接続を制限することができる。

（利用者資格の停止）

第7条 本市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 前条第1項の禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として本市が不適切と判断した場合

（損害賠償責任）

第8条 本市は、利用者が第6条第1項のいずれかに違反することにより損害を被ったときは、利用者に対し、その賠償を請求できることとする。

(運用の中止要件)

第9条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステム保守及び庁舎設備の点検工事を行う場合
- (2) 災害、事故、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事情がある場合
- (4) その他本サービスの中断が必要と判断した場合

2 本サービスの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、本市は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第10条 本市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器のコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損又は漏えいその他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

6 本市は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集、閲覧及びMACアドレス等の管理を行う場合がある。

(本規約の変更等)

第11条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の変更及び本サービスの全部又は一部を廃止することができる。

附 則

この規約は、令和6年1月4日から施行する。

別表（第3条関係）

施設名	利用場所	利用時間	利用日
御坊市役所	庁舎内	午前8時30分から午後 5時15分まで	市役所の開庁日